

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	生活保護に関する事務	
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	
③システムの名称	生活保護システム 中間サーバー・ソフトウェア	
2. 特定個人情報ファイル名		
被保護者ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第23の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第42の項、第43の項、第161の項、第162の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第13の項、第14の項、第18の項、第20の項、第28の項、第37の項、第40の項、第48の項、第49の項、第53の項、第59の項、第63の項、第69の項、第74の項、第75の項、第76の項、第86の項、第87の項、第89の項、第96の項、第108の項、第125の項、第132の項、第141の項、第144の項、第151の項、第158の項、第167の項、第168の項、第169の項、第170の項、第172の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課 主幹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分にしている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	栃木市保有個人情報等の安全管理措置に関する規程従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	生活福祉課長 横尾 英雄	生活福祉課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第	【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第	番号法第19条第7号 【情報照会の根拠】	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	生活福祉課	福祉総務課	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	生活福祉課長	福祉総務課 主幹	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	栃木市役所 保健福祉部生活福祉課 住所：栃 木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2211	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所：栃 木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2212	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	栃木市役所 保健福祉部生活福祉課 住所：栃 木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2211	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所：栃 木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2212	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	別表第二 第21の項	削除	事後	別表第二の項削除に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、6号、 7号、9号ロ、10号	内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、7号、 8号、10号ロ、11号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、4号、5 号、7号、8号、9号	内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、5号、6 号、8号、9号、10号	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第15の項 内 閣府総務省令第15条	番号法第9条第1項 別表 第23の項	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	